

本翻訳はロシアNIS貿易会監修による仮訳である。

カザフスタン共和国大統領ウェブサイト(<https://akorda.kz/ru/o-merah-po-liberalizacii-ekonomiki-1141556>)

掲載の露文資料に基づく。

カザフスタン共和国大統領令 「経済自由化に関する措置について」

2024年5月10日

本大統領令は、競争の促進、経済に対する国の関与の削減および事業に係る費用の軽減を通じ、カザフスタン共和国における事業活動の自由を確保するための今後の法的、経済的および社会的条件および保証を規定している。

国の経済的潜在力の拡大および事業環境の向上のための経済的・法的構造改革を加速させることを目的として、以下の通り**決定する**。

1. 今後の経済自由化の主な原則として、以下を決定する：

私的所有権の不可侵の保障；

民間事業活動の自由の原則の完全な実現、および市場関係に対する国家の違法な干渉の禁止；

市場参加者間の自由競争の発展に対する支援および保護；

市場へのアクセスに対する規制上・行政上の障壁、ならびに準国家機関に対し人為的に創設された優遇措置の排除；

国家機関との相互関係の管理に対する事業経費の一斉軽減。

2. 経済空間の自由化および民間事業の潜在力の完全な実現を目的として、カザフスタン共和国政府は、民営化プロセスの完了および具体的分野において国营企業数が再び増加することを妨げる法的条件の整備を通じ、経済における国の割合の大規模かつ速やかな削減を実施する。これには、以下の措置の実施によるものも含む：

1) 準国家機関の設置について2026年12月31日までの一時停止措置の導入。ただし、「違法に取得された資産の国庫帰属」に関するカザフスタン共和国法の執行を保障する必要性によるもの、ならびにカザフスタン共和国大統領の直接の指示による特定の場合を除く；

2) 2024年12月31日までの、共和国レベルおよび地方レベルの国有資産および準国有資産すべての見直しと、それに続く国有財産の公的な統一登記簿の実現；

3) 2024年6月1日までの、（独立専門家を招聘した）国家民営化局創設におけるカザフスタン共和国競争保護・支援庁に対する支援。同局は、2024年12月31日までに以下を保障する：

強制民営化の対象となる国有資産に対する基準策定；

地域の特性を考慮した、中核部分以外の資産を競争環境に移管する可能性および合理性という

テーマについて、現行の国営企業、および株式（資本金に対する出資割合）の50%超が国および国の関連法人に帰属する法人の活動分析の実施；

民営化の対象となる国有資産（IPO、SPO、入札その他の実施も含めたそれぞれの実施条件および手法を決定したもの）のリストの策定。その承認と修正は、改革に関するカザフスタン共和国大統領付属最高審議会の決定のみにより可能となる；

民営化の対象となる国家資産の申請リストの策定および導入を通じた、民間事業主体のイニシアティブによる資産民営化の可能性を提供すること；

国家資産民営化プロセスの監視；

4) 以下の民営化アプローチの保障：

競争および供給レベルが低い商品市場への参入の助成的（補助的）役割；

市場の主体に対する国の資本参加の一時的性。これは、国が参加する市場のすべての対象の強制的民営化を意味する。ただし、戦略的・社会的対象、金融市場インフラである対象、銀行間決済システムおよび金融市場の機能を保障する対象は除く；

国が資本参加する主体創設について、その目的および課題、その機能、業績評価ならびに実施について、極めて限定的な範囲で決定すること；

民営化に伴う私的独占（地方のものも含む）設定の禁止。ただし自然独占主体は除く；

5) 2028年12月31日までに、民間投資家の自己資金および借入金のみ（国家および準国家の資金調達源からの借入その他の資金誘致のないもの）による、民営化の対象となる国家資産の承認されたリストに基づいた、国家資産の大規模民営化の完了を保障すること；

6) 準国家主体に認められる種類の活動リストについての新たなフォーマットの採択。これには、経済活動すべての一般分類の各コードについての地理的境界、一定の種類の実施する国の資本参加がある主体の名称、主体が様々な商品・サービス市場に留まる期間を必ず明示することが見越されている；

7) 国が事業活動に参加する現行の法的根拠の見直し。

3. 株式会社国家福祉基金「サムルク・カズィナ」（以下、「基金」）およびその子会社および関連会社のコーポレート・ガバナンスの自主性、質および独立性の向上を目的として、カザフスタン共和国政府は戦略計画・改革庁とともに以下を行う：

2024年7月1日までに、「基金」およびその子会社および関連会社の取締役会（監査委員会）の構成員策定手続きの見直しを行う。独立取締役選定の手続きおよび基準を設定する事により、開かれた、予測可能な任命システムを創設する；

2024年9月1日までに、独立取締役（独立構成員）の選定に関する公募実施を通じて、「基金」およびその子会社および関連会社の取締役会（監査委員会）の構成員を更新する。

2024年8月1日までに、人事問題、調達実施および生産プロセスを含め、子会社および関連会社の運営活動に対する「基金」の干渉の機会を削減するための追加の制度的措置を執る。

2024年8月1日までに、カザフスタン共和国国家企業家会議所「アタメケン」（要調整）、カザフスタン共和国汚職防止庁（反汚職局）およびカザフスタン共和国競争保護・支援庁とともに、プロセスの透明性向上および国内調達割合の増加を考慮した、「基金」の調達調整制度の見直しを行う。

4. 所有の形態にかかわらずすべての経済主体に対し、企業活動の実施に際して平等な条件と機会を提供することを通じた、市場における公正な競争を保障する条件のさらなる改善を目的として、また法に規定される手続きのみに従った、国による反競争的行為防止のための権利実現を目的として、カザフスタン共和国政府は、カザフスタン共和国競争保護・支援庁とともに以下の措置を執る。

1) 燃料エネルギー・コンプレクス、運輸、通信その他の分野：

2024年12月31日までに、石油精製工場への石油供給市場における準国家機関の割合を質的に削減すること、ならびにアクセス提供手続きのデジタル化によるものも含め、石油精製サービスおよび空港領域内の航空燃料保管に対する民間石油供給業者の平等かつ無差別なアクセスを保障する；

2024年12月31日までに、ケーブル配線に対する運営事業者の接続について完全に平等なアクセスを保障する；

2025年12月31日までに、農用地に関するデータのデジタル化を完了すること、また2026年12月31日までにその提供に際する電子入札の強制的利用を保障する；

2025年12月31日までに、鉱物資源利用権入手に対する優先権を、炭化水素分野の国営企業が3年にわたり直接交渉を通じて現金化しなかった鉱区について、電子入札を通じた現金化を保障する；

2029年12月31日までに、経済分野内および経済分野間の公共料金の内部補助を段階的に排除する（電気供給、上下水道）；

2027年12月31日までに、価格および公共料金の形成の自由を直接または間接的に制限している、カザフスタン共和国法規の最大数の段階的廃止を保障する。ただし、独占市場は除く；

2025年12月31日までに、提供される規制対象のサービスの質が管理されている自然独占分野への民間投資誘致および投資魅力の向上を目的として、公共料金設定の促進策の現地適用を保障する。

2024年12月31日までに、デジタル技術を利用した、市民に対する効率的な補償措置制度の始動の問題、また国からの対象を絞った公的扶助の提供および公共料金に関する住居関連支払の問題に取り組む；

2) 2024年12月31日までに、調達および市場取引の改善分野において：

国家調達実施に際し、潜在的な納入業者から少なくとも2件の申請がある場合には、国家調達への参加に対し、50%以上の議決権株式（資本金への参加割合）が国に帰属する法人である潜在的納入業者の申請を排除することを通じて、「イエローページ」のルールを導入する；

商品、労務およびサービスの国家調達が、直接の契約締結を通じた単一の調達源によりなされる場合のリストの見直しを行う；

標準化されていない商品の市場取引および商品市場を通じた国家調達実施を排除する；
市場取引の過程における干渉リスクの排除、および市場取引に係る債務返済を保障するための、
商品市場のデジタル取引システムおよびクリアリングハウスのプログラムの効率性を向上させる；

3) 2028年12月31日までに、商品に対する特殊補助金から融資の優遇措置への段階的移行を保障する；

4) 事業活動に対する国の支援措置に対し、透明かつ平等なアクセスを保障する目的で：

国家サービス提供手続きを標準化する目的で、国家サービスに類似した形での事業活動に対する国家支援措置を保障すること；

「ワンストップ」の原則での国家支援措置を保障する事も含め、デジタル環境の整備を通じた国と財界の相互活動のデジタル・フォーマット導入を完了すること；

国家支援措置に際し、事業側の相互債務の決済および勘定の効率的な制度を開発すること；

5) 医薬品および医療機器の価格登録を含めた、調達リストに入れる事業プロセスのデジタル化を保障すること；

5. 金融市場における公正な競争を保障する条件をさらに改善する目的で：

1) カザフスタン共和国金融市場規制発展庁は、カザフスタン共和国中央銀行とともに：

2024年12月31日までに、新たな銀行開設のための機会の拡大、ならびに以下の方策を含む、国民および事業主体がアクセスしやすい銀行サービスの向上に関する措置を執る：

外国銀行の子会社である銀行および外国銀行の支店開設に関する法令上の要件の自由化；

外国銀行の支店に対し認められる種類の業務リストの拡大；

全面的および基本的な銀行認可の導入の合理性の検討を含めた、銀行システムの制度的改善；

2) 2024年9月1日までに、カザフスタン共和国政府は、カザフスタン共和国中央銀行とともに、準国家主体に対する非市場的（優遇的）条件でのカザフスタン共和国国家基金からの国家資金調達の禁止導入を保障する。ただし、然るべき検査（プロジェクト評価を含む）を受けた後で、かつ他の資金調達源がない場合で、ケースバイケースでカザフスタン共和国大統領の直接の同意を得た全国的意義のプロジェクトは除く。

6. 合法的な事業活動に対する国家および法執行機関の不干渉の保障も含め、事業活動の自由の基本的な原則の実現を目的として、カザフスタン共和国政府は：

1) 2025年12月31日までに、カザフスタン共和国国家企業家会議所「アタメケン」と共同で以下を保障する：

地域レベルでの法の支配の有効性を向上させることに重点を置くものも含めた、事業活動分野における規制政策のさらなる改善；

車両の配置・清掃、機関車の牽引サービス、燃料・潤滑剤の分配その他なども含め、国家機関

および準国家機関が提供する商業サービスに対する消費者のアクセスの完全な自動化（デジタル化）（アクセス自動化の対象となるサービスのリストは2025年6月1日までに決定されなければならない）；

自然独占の民間主体によるものも含め、インフラ網への接続に関する技術要件入手手続きの規定、デジタル化および簡素化；

2) 新たな税法典で以下を規定する：

税負債の強制徴収措置に関し、その規模に応じた個別のアプローチ（口座差押えの最小化）；

小規模負債の場合の猶予／分割払い手続きの簡素化；

2回を超える中小企業の税務調査の一時停止の制限；

3) 2024年12月31日までに、カザフスタン共和国検事総局と共同で、カザフスタン共和国法令に対し、以下を規定する変更および追加を保障する：

経済活動分野における刑事犯罪のさらなる非犯罪化；

所有の形態にかかわらず、準国家機関、自然独占その他の機関からの事業活動に対する違法な干渉の防止に関するものも含めた、行政犯罪法令の改善、刑事的に罰せられる行為の兆候がない場合における、合法的な事業活動の従事の阻害に関連した行為に対する行政責任の規定の改善；

国家および地方行政機関による検察との以下に関する調整：

禁止・制限措置（主体（対象またはその個別分野）の活動・行為・プロセスの一時停止、活動の一時停止・認可の剥奪（撤回）および（または）認可に対する付則、認可活動機関延長の拒絶、かつて投資家向けになされた認可の廃止（撤回）、契約または合意の一方的な破棄）；

投資家に対する行政法違反および検査の指定に関する起訴の決定、ならびに投資家登記簿に記載されている投資家に対する国家機関の訴訟；

以下の場合における、経済活動分野における刑事法違反に関する声明、通知または報告の、公判前捜査の統一登記における登録除外：

その結論に刑事法違反の兆候の存在を示す十分な情報が含まれる、税務調査記録、税務当局専門家の判断（証明書）の添付がないもの；

公判前の異議申立ておよび控訴の際の裁判所判断の場合、上位機関の決定が発効するまでの、公判前異議申立ておよび控訴に際する税務当局の記録；

税金および（または）他の国庫への強制納付金の加算額を完全に自発的に清算した場合。ただし、事実上の労務実施、サービス提供、商品の受渡しのない取引によりなされた加算、申告が義務である場合の不申告、ならびに他の課税対象および（または）他の強制納付対象の隠蔽を通じ、収入および（または）支出に関し明らかに歪められた情報を申告に記載した場合は除く；

4) 2024年7月1日までに、カザフスタンの要件に従った設計仕様書作成義務のない建物建設のた

めに、先進的な国際基準にしたがって策定された実現された国際的プロジェクトの利用可能性を保障する；

- 5) 2025年末までに、認可取得のための資格要件の見直しを行い、またその取得手続きおよび期間を最適化する；
- 6) 2024年末までに、独占的および（または）支配的グループの行為に起因する損害を負った、無制限の人数のグループに対する補償のための集団訴訟制度の法的導入について、その合理性の問題に取り組む。
7. カザフスタン共和国政府は、カザフスタン共和国戦略計画・改革庁、競争保護・支援庁と共同で、カザフスタン共和国大統領府に対し、2月1日および8月1日までに半年および1年の業務成果に関する報告を行うこと、ならびに四半期ごとにカザフスタン共和国政府付属経済非独占化委員会の検討に付すことを保障する。
8. カザフスタン共和国政府は、本大統領令から生じる他の措置を執る。
9. 本大統領令の実施に対する監督は、カザフスタン共和国大統領府に委ねる。
10. 本大統領令は、署名日から効力を発する。

カザフスタン共和国
大統領

K.トカエフ

アスタナ、大統領宮殿、2024年5月8日
第542号